



小字子発第 845 号
平成 28 年 1 月 25 日

小金井市子ども・子育て会議
会 長 松田 恵示 様

小金井市長 西岡 真一郎

利用者負担のあり方について（諮問）

小金井市子ども・子育て会議条例（平成 26 年条例第 9 条）第 2 条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会のご見解を示していただきたく諮問します。

記

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用に係る利用者負担について（別紙 1）
- 2 学童保育所の育成料について（別紙 2）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等
の利用に係る利用者負担について

子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっている。

現在、本市における幼稚園や認定こども園を利用する1号認定に係る利用者負担額は、国基準利用者負担額と同額としている一方、認定こども園や保育所等を利用する2号認定・3号認定に係る利用者負担額は、国基準の40.1%の負担割合（平成26年度決算数値）となっており、多摩26市の中で最も低い割合となっている。この国基準利用者負担額と市利用者負担額の差額や、国基準を上回る保育内容の提供に係る費用については、市で多額の一般財源を投入しており、さらに子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充と質の確保を推進するために、今後、市の財政に与える影響は一層増大することとなる。

また、2号認定・3号認定に係る市利用者負担額と、認可外保育施設を利用する際の利用料や1号認定に係る利用者負担額との格差についても看過できない状況にある。

こうした状況を踏まえ、子ども・子育て支援新制度の下での保育の量の拡充と質の確保、各種子育て支援施策の実施などを考慮した利用者負担のあり方について、検討が必要となっている。

については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担のあり方については、下記のとおりとする。

記

- 1 1号認定に係る市利用者負担額は、従前どおり国基準利用者負担額と同額とする。
- 2 2・3号認定に係る市利用者負担額は、国基準利用者負担額の概ね50%を目安とする。
- 3 2・3号認定に係る市利用者負担額の見直しに当たっては、低所得者へ配慮する一方、高所得者へ相応の負担を求める（応能負担の原則を徹底する）。
- 4 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担額と認可外保育施設を利用する際の利用料の格差について、早急に是正を目指す。

学童保育所の育成料について

学童保育所については、在籍児童の増加に対応しつつ、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進していくために、その管理運営費用を確保する必要がある。

学童保育所の育成料については、利用者に相応な負担をいただくという観点から、国が示している基準（総事業費の概ね2分の1）を保護者が負担すべき金額として目標とすべきであるところ、現行の料金設定においては国の基準と同等の水準となっていることから、当面の間は現状の水準を維持するものとする。